

御嵩町地球温暖化防止対策実行計画
(事務事業編)

平成 30 年 3 月
岐阜県可児郡御嵩町

目次

第 1 章 基本的事項	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の目的.....	2
3. 計画の期間と基準.....	2
4. 計画の範囲.....	2
(1) 対象とする温室効果ガス.....	2
(2) 対象となる施設.....	2
第 2 章 温室効果ガス総排出量の現状	3
1. 温室効果ガスの算定方法.....	3
第 3 章 前計画での取組結果	3
1. 温室効果ガス総排出量の削減結果.....	3
第 4 章 温室効果ガスの削減目標	4
1. 温室効果ガス総排出量の削減目標.....	4
第 5 章 温室効果ガス排出量削減に向けた取り組み	4
1. 省エネルギーの推進.....	4
(1) 電気使用量の削減.....	4
(2) 燃料使用量の削減.....	4
2. リユース・リサイクルの推進.....	4
(1) リユース.....	4
(2) リサイクル.....	5
3. 環境配慮物品購入の推進.....	5
(1) グリーン購入法に基づく環境配慮製品の購入.....	5
4. 環境に配慮した公共事業の推進.....	5

(1) 環境に配慮した設計・施工・管理の実施	5
(2) 町環境基本計画の運用	5
5. 緑化の推進	5
(1) 公共施設の緑化	5
(2) 町内の緑化	5
第6章 計画の推進に向けて	6
1. 推進体制	6
2. 職員に対する研修	6
3. 点検	6
4. 公表	6

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

【国際的な動向】

2013（平成 25）年9月に公表された I C C P¹の第5次報告書によると、現状において地球温暖化については、「疑う余地はない」とし、その原因は、95%以上の確率で「人間活動が支配的な要因であった可能性が極めて高い」と結論付けています。このまま現在の温暖化対策以上の取り組みを行わない場合、2100年における世界平均地上気温は、産業革命前の水準と比べ3.7～4.8℃上昇するとされています。

2015（平成 27）年11月から12月にかけて開催された、気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 2 1）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組の合意を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。

【日本国内の動向】

我が国では、1998（平成 10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」といいます。）」が施行され、地方公共団体には自らの事務及び事業によって生じる温室効果ガスの排出量の抑制等に関する計画を策定することが義務付けられています。

【御嵩町の動向】

当町は、2002（平成 14）年に「環境基本条例」を制定し、良好な環境の保全と快適な環境の創造のための取り組みを進めており、2013（平成 25）年には国から「環境モデル都市²」に選定され、以降、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みへのチャレンジを続けてきました。

これまでも、「環境基本計画」や「環境モデル都市行動計画」のほか、「地球温暖化防止対策実行計画」を策定して環境に配慮した施策、地球温暖化防止に向けた施策を実施してきたところです。

こうした中、「地球温暖化防止対策実行計画」については、2017（平成

¹国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織のこと。

²持続可能な低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市のこと。

29) 年度をもって計画期間が満了しますが、計画を改定・更新し、引き続き継続して地球温暖化防止対策を推進します。

2. 計画の目的

この計画は、法律に基づき策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定しました。御嵩町が行う事務や事業により排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止対策を推進することを目的としています。

3. 計画の期間と基準

この計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2022 年度までの 5 年間とします。また、目標設定の基準は 2016（平成 28）年度の数値を使用しています。

4. 計画の範囲

（1）対象とする温室効果ガス

この計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で削減対象とされた 6 つのガスのうち、排出量のほとんどを占める二酸化炭素（CO₂）を対象としています。

（2）対象となる施設

この計画の対象となる施設は本庁、出先機関を含めたすべての機関における事務、事業です。ただし、災害防止関連業務や民間企業などへ外部への請負や委託によって実施している事業は対象外としています。

第2章 温室効果ガス総排出量の現状

1. 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの算定は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成29年3月環境省）の算定方法に準拠しています。

御嵩町役場及び出先機関における平成28年度の温室効果ガス排出量は以下のとおりです。

項目	使用量 (ℓ)	ガスの換算排出量		
		CO ₂ (Kg-CO ₂ /年)	CH ₄ (Kg-CH ₄ /年)	N ₂ O (Kg-N ₂ O/年)
公用車 (ガソリン)	31,216.87	72,423.14	3.73	7.71
公用車 (軽油)	3,555.12	9,172.21	0.94	1.35
通勤車 (ガソリン)	36,300	84,215.29	4.62	13.40
通勤車 (軽油)	438	1,128.75	0.02	0.06
灯油	9,791.52	24,380.88		
A重油	39,300.00	106,503.00		

項目	使用量 (kwh)	CO ₂ (Kg-CO ₂ /年)
電気	1,120,127	513,316.21

項目	処理人数 (人)	CH ₄ (Kg-CH ₄ /年)	N ₂ O (Kg-N ₂ O/年)
浄化槽	947	558.73	21.781

項目	所有車両数	HFC (Kg-HFC/年)
カーエアコンの使用に伴う排出	67	0.67

第3章 前計画での取組結果

1. 温室効果ガス総排出量の削減結果

温室効果ガスの削減結果

	平成23年度	平成28年度	削減結果	削減目標
CO ₂ (Kg-CO ₂ /年)	1,003,298	811,139	19.15%	9%

前計画の実施期間では、電力需要の縮小や再生エネルギーの拡大により電力会社のCO₂排出量が大きく削減され、電力使用によるCO₂の排出係数が0.55から0.454～0.497に改善しました。そのため、町のCO₂排出の大きな要因である電力使用におけるCO₂の排出量は大幅に減少しました。

その結果、目標としていた 9 % を大きく上回る 24.21% の削減を達成することができました。

第 4 章 温室効果ガスの削減目標

1. 温室効果ガス総排出量の削減目標

国は、2030 年度までに 2005（平成 17）年度と比較して 25.4% の温室効果ガスの削減を目標としています。当町も、国と同等の温室効果ガスの削減を目指します。

この計画では温室効果ガスの総排出量を、基準年の 2016（平成 28）年度から目標年度の 2022 年度までに 5.25% を削減することを目標とします。

第 5 章 温室効果ガス排出量削減に向けた取り組み

1. 省エネルギーの推進

（1）電気使用量の削減

電気機器の電源は、必要に応じた ON/OFF に努めます。
空調の設定温度は、冷房 28℃、暖房 22℃での運用に努めます。
電気機器更新の際は、より高効率のものに更新します。

（2）燃料使用量の削減

エコドライブにより公用車の燃費向上に努めます。
公用車の更新の際は、エコカーに更新します。
公共交通機関を利用した通勤、出張に努めます。

2. リユース・リサイクルの推進

（1）リユース

ミスパ rint は、庁内事務連絡や通知用、メモ用紙などに利用します。

(2) リサイクル

個人情報のない書類は、再利用資源として搬出します。

ビン、カン、ペットボトルは、再利用資源として搬出します。

3. 環境配慮物品購入の推進

(1) グリーン購入法に基づく環境配慮製品の購入

備品、消耗品の購入の際は、グリーンマーク³やエコマーク⁴等環境に配慮された商品を優先して購入します。

4. 環境に配慮した公共事業の推進

(1) 環境に配慮した設計・施工・管理の実施

「御嵩町公共事業における環境配慮指針」に基づいた公共事業を実施します。

(2) 町環境基本計画の運用

「御嵩町環境基本計画」に規定する重点プロジェクトを展開します

5. 緑化の推進

(1) 公共施設の緑化

公共施設敷地の緑化に努めます。

(2) 町内の緑化

花かざり推進事業により、町や自治会が管理する花壇の植栽を推進します。

³古紙を原料に利用した製品であることを示したマークのこと。

⁴様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

この計画は、御嵩町環境マネジメントシステムに基づいて運用します。また、温室効果ガスの削減目標や排出量削減に向けた取り組みについては、定期的に見直しを行い、継続的に改善するよう取り組みます。

2. 職員に対する研修

計画を着実に推進するために、地球温暖化問題に関する情報や取り組み内容に関する研修を実施します。

3. 点検

毎年、電気・燃料等の使用量の集計を行い、温室効果ガス総排出量を把握し、取り組み内容の効果について点検します。

4. 公表

計画の進捗状況や取り組み内容の点検結果については、町ホームページで公表します。

【変更・訂正履歴】

日付	頁	内容	誤	正	理由
R1.11.1	3	通勤車（ガソリン）の CO2 排出量	106,503.00	84,216.00	記載誤りのため
R1.11.1	3	通勤車（軽油）の CO2 排出量	84,215.29	1,130.04	記載誤りのため
R1.11.1	3	電気の CO2 排出量	462,541.76	513,316.21	排出係数誤り のため
R1.11.1	3	CO2 削減結果 平成 28 年度の欄	760,365	811,139	排出係数誤り のため
R1.11.1	3	CO2 削減結果 削減結果の欄	24.21%	19.15%	排出係数誤り のため
R1.11.1	3	電力使用による CO2 排出係数 (下から 3 行目)	0.405～ 0.485	0.454～ 0.497	排出係数誤り のため

御嵩町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成30年3月発行

御嵩町総務部総務防災課

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

TEL 0574-67-2111